

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（366）」
2. 日時：平成29年9月22日 10時00分～12時50分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
義崎管理官補佐、近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他7名）

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』のうち「55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 放射性物質吸着材、汚濁防止膜を設置する放水路と集水柵の関係性を示し、放射性物質吸着材が自主対策設備である理由を整理して提示すること。
- 多様性・位置的分散に係る設計方針について、対応する設備の考え方を整理して提示すること。
- 汚濁防止膜・泡消火薬剤の容量（保管数）について、予備を含め整理して提示すること。
- 環境条件に係る設計方針について、異物の流入防止、耐腐食性材料の記載の有無等、他条文と記載の考え方を整合させること。
- 「泡混合器」の運搬に使用する設備を明確にするとともに、「泡混合器」の運搬に関する成立性について、整理して提示すること。
- 汚濁防止膜は重りにより海底に着底することを記載するとともに、汚濁防止膜の仕様について、二重がどのような意味か整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第55条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA55条）
- ・ 技術的能力 添付資料の比較